

令和8年度放課後児童クラブ保育料の減免申請をされる方へ

(夏休み(8月のみ)入室申請用)

減免区分と減免後の保育料について

保育料の減免は、生活保護世帯や世帯の所得(市町村民税〔特別区民税を含む。以下同じ〕)に応じた減免と多子世帯による減免(同月内に2人以上の児童が放課後児童クラブに在籍する場合、2人目が半額、3人目以降が0円)があります。

減免後の保育料は以下の表のとおりとなります。

減免区分		金額
① 生活保護世帯、支援給付受給世帯または市町村民税非課税世帯		0円
② 市町村民税のうち均等割りのみの課税世帯	1人目	3,500円
③ 市町村民税のうち均等割りのみの課税世帯かつ同一世帯において2人以上の児童*が入室する場合	2人目	1,750円
	3人目以降	0円
④ 市町村民税のうち所得割課税額が5千円未満である世帯	1人目	5,000円
	2人目	2,500円
⑤ 市町村民税のうち所得割課税額が5千円未満の世帯かつ同一世帯において2人以上の児童*が入室する場合	3人目以降	0円
	2人目	4,500円
⑥ 同一世帯において2人以上の児童*が入室する場合	3人目以降	0円
		市長が定める額

*入室児童同士がきょうだいであり、かつその保護者が同じ場合

減免申請(判定)に必要な書類

- ① 放課後児童クラブ保育料減免申請書
- ② 令和8年度の市町村民税課税証明書または非課税証明書

※令和8年1月1日現在、春日部市に住所がある方、多子減免のみの方は証明書の提出は不要です。

世帯の所得に応じた減免の判定について

1. 減免の判定の対象者(18歳以上の方)

(1) 減免の判定基準

同一世帯員のうち、市町村民税の課税額が一番高い方で判定します。

別世帯の同居人(祖父母、おじおば、知人等)や、同一住所に住民登録がない同一生計者などがいる場合は、判定の対象者としません。これは、別住所であっても対象世帯の生計を維持している者(単身赴任や養育費のみの支払い等含む)とみなし、判定の対象者に含めるものです。

(2) 世帯状況の変更等

申請後に世帯状況に変更が生じる場合(転居、婚姻、離婚、同居人の居住・転出等)は、必ず子ども育成課にご連絡ください。

2. 判定時期と書類提出期限等

判定時期	令和8年6月
判定する保育料	令和8年8月分
判定の根拠となる課税年度	令和8年度(令和7年收入)
書類提出期限	令和8年6月12日(金)

3. 注意事項

(1) 所得判定の対象者は、令和8年1月1日現在、住所がある市町村で、必ず減免の対象期間に対する市町村民税の申告をお願いします。

① 課税・非課税証明書の発行については、該当の市町村へお問い合わせください。発行には日数がかかる場合があります。

② 判定の対象者が令和8年1月1日現在、春日部市に住所を有する者は、証明書の提出は必要ありません。減免申請書の保護者氏名欄に自署することで、判定する対象者の市町村民税課税額をこども育成課にて確認することに同意いただいたものとしします。

なお、同意いただけない場合は、市内に住所を有する者でも課税・非課税証明書の提出が必要となります。減免の判定の対象者における全員の市町村民税課税額が確認できない場合には、減免は適用されません。

(2) 収入がない場合でも、「収入がなかった」という申告が必要となります。

(3) 令和8年度放課後4月、5月入室(通年利用)申請時に「放課後児童クラブ減免申請書」を提出した場合でも、改めて申請が必要になります。

減免申請書の提出先

春日部市役所こども育成課

減免の決定と納入通知書の送付時期

令和8年度市町村民税課税状況により減免判定を行い、「減免決定通知書」または「却下通知書」、「納入通知書」を8月中旬に郵送します。

(問い合わせ先)

こども育成課

放課後児童クラブ担当

電話 048-739-6836 (直通)